

高鍋町告示第31号

平成21年第2回高鍋町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年6月3日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成21年6月8日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

○6月10日に応招した議員

同上

○6月15日に応招した議員

同上

○6月16日に応招した議員

同上

○6月17日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成21年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 各常任委員会行政調査報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第5 報告第1号 平成20年度高鍋町一般会計継続費繰越計算について
- 日程第6 報告第2号 平成20年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第7 報告第3号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第8 報告第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算について
- 日程第9 報告第5号 平成20年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成21年度会計予算について
- 日程第10 報告第6号 平成20年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成21年度会計予算について
- 日程第11 同意第4号 固定資産評価員の選任について
- 日程第12 議案第50号 高鍋町営持田団地建替事業(第3工区)建築主体工事(H棟)工事請負契約について
- 日程第13 議案第51号 高鍋町営持田団地建替事業(第3工区)建築主体工事(I棟)工事請負契約について
- 日程第14 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第53号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第54号 高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第55号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第56号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第57号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第58号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第21 請願第2号 町道楠木三線の道路改良に関する請願
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸報告
（1）議長の会務報告
（2）議員派遣の報告
（3）各常任委員会行政調査報告
（4）例月現金出納検査結果報告
（5）町長の政務報告
日程第3 会期の決定
日程第4 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
日程第5 報告第1号 平成20年度高鍋町一般会計継続費繰越計算について
日程第6 報告第2号 平成20年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第7 報告第3号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について
日程第8 報告第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算について
日程第9 報告第5号 平成20年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成21年度会計予算について
日程第10 報告第6号 平成20年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成21年度会計予算について
日程第11 同意第4号 固定資産評価員の選任について
日程第12 議案第50号 高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（H棟）工事請負契約について
日程第13 議案第51号 高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（I棟）工事請負契約について
日程第14 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第15 議案第53号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第16 議案第54号 高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第17 議案第55号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第56号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第57号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第58号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第21 請願第2号 町道楠木三線の道路改良に関する請願

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 曾我部義雄君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 正崎 博君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君
税務課長 …………… 田中 義基君	上下水道課長 …………… 芥田 秀則君
教育総務課長 …………… 永友 吉人君	社会教育課長 …………… 東 啓三君

午前10時00分開会

○議長(後藤 隆夫) おはようございます。大変、天気にも恵まれて、さわやかな気持ちで御出席いただけたらと思います。

それでは、只今から平成21年第2回高鍋町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○**議会運営委員会委員長（中村 末子君）** おはようございます。平成21年第2回定例会が招集され、去る6月3日に、第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。

第2回定例会に付議されました案件は、平成20年度の継続費など報告6件、同意案件1件、契約2件、条例改正2件、条例制定が1件、平成21年度補正予算4件の計16件が執行部提案です。執行部に説明を求め、委員からの質疑に移りました。議員から報告に対しての質疑は許されないのかとの問いに、質疑はできるもののあくまでも報告の範囲にとどまるとの答弁がなされました。

紹介議員を通しての請願が1件ございます。各種団体から議長あてに意見書などの陳情があり、議員協議会で話し合いの上、議員提案となる案件も予測されるところです。

一般質問者が7名であり、2日間を有することなどを考え合わせ、事務局からの説明とあわせ10日間の日程で消化できるものと、委員全員の一致を見たところではあります。

今期定例会に付議されました案件がスムーズに審査できますように、議員各位の御協力をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○**議長（後藤 隆夫）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番、永谷政幸議員、16番、時任伸一議員を指名をいたします。

日程第2. 諸報告

○**議長（後藤 隆夫）** 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（後藤 隆夫）** 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告といたします。

次に、各常任委員会の行政調査報告を求めます。

まず、総務環境常任委員会の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○**総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君）** 総務環境常任委員会の行政調査報告を行います。

日時は5月27日木曜日と、翌28日金曜日の2日間です。参加者は、総務環境常任委員6名と、議会事務局長及び政策推進課の中里総括補佐の計8名です。

調査先は、熊本県水俣市の「みなまた環境テクノセンター」で、そこでみなまたエコタウン事業の説明を受けました。工業団地の中の20ヘクタールの範囲内に、家電リサイクル施設を初めとした環境産業8社が設立されていました。環境モデル都市にふさわしい産業の立ち上げ育成を、全国に発信できる質の高い拠点を目指しているということでした。

敷地内の家電リサイクル施設のアクトビーリサイクリング株式会社の工場を見学し、各家庭から出されたテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4種の徹底したリサイクル処理を見て回りました。

その後、生活ごみ処理を行っている市環境クリーンセンターへ行き、22種類分別の収集方法や、リサイクル率40.3%の処理現場や最終処分場の見学をいたしました。環境対策の先進地として、また、資源循環型まちづくりを目指すプライドを持った水俣市でありました。

翌日は、熊本市の隣、合志市の市役所を尋ね、総合計画と連動した行政評価システム導入事業についての説明を受けました。日本能率協会コンサルティングの指導を受け、平成18年度より取り組みが始まっています。

システム導入の目的として、1、わかりやすく透明性の高い行政運営、2、行政体質の改革、3、将来にツケを残さない事業の選択、4、職員間の共通活用、情報の共有化を挙げておられました。

合志市は、旧西合志町と旧合志町の合併で、平成18年2月にできた新しい都市です、新しい市です。合併による新しい建設計画が必要だったと思われれます。長期的な第1次基本構想4項目、中期的な3年間の基本計画が24施策、そして具体的な実施計画が基本事業と事務事業という体系がきっちり構成されておりました。

職員は、現在自分が行っている事務業務は何の政策、施策の中のどの目的のための手段であるかということ認識し、意識の向上を目指しているとの説明でした。そして、その結果の把握と事後評価がマネジメントシートで作成され、公表されるというわけで、計画から実施、そして評価というサイクルで行政経営が行われるシステムです。このシステムの中で、次年度の事業計画や予算のプレゼンテーションがなされ、事務事業優先度評価と予算編成が協議され決定されるということでした。今後の課題は多々あるとは感じましたが、新しい視点に立った行政の取り組みが始まっていると思いました。

合志市の経営方針が決定したのでお知らせしますとの市民への広報には、施策体系表とともに21年度最重点施策と重点施策をあらわした24の施策名が広報されていました。行政が何を目指し何に取り組んでいくのか、市民にも理解でき、開かれた新しい合志市だと感じてまいりました。

簡単ですが、以上を報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） おはようございます。それでは産業建設常任委員会の行政調査報告を行います。

日時は、平成21年5月25日から26日の2日間であります。参加人員は、産業建設常任委員全員5名、議会事務局員1名、産業振興課職員1名の合計7名であります。調査地は、福岡県久留米市と熊本県氷川町を調査してまいりました。

5月25日午後久留米市庁に伺い、提案公募型協働モデル事業の取り組みについて研修いたしました。

概要及び目的は、久留米市の提案公募型協働モデル事業であります。行政課題の中より選定したテーマに対し、市民活動団体により事業を公募、審査、選定の上で、事業の実施に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助することにより、市民活動団体の活動領域の拡大と育成支援、ひいては行政と市民との社会的課題の共有や、相互理解、協働の促進を図ることを目的としています。久留米市が選定したテーマで実施はするが、他の市町村は民間と有識者が協議し、審査するとのことでした。

平成21年度提案事業のテーマは、1、子供の健全育成のためのケアに関する事業。2番、子供の健全育成のための発達障害の理解促進に関する事業。3、中心市街地活性化のための農商連携に係る事業であります。現在は、NPO、ボランティア団体の中より5団体が公募していて、行政内で審査があり、3団体が補助を受けるそうであります。補助対象金額は50万円が限度であります。審査基準は、堅実性、計画性、専門性、先進性、効果などが上げられます。

平成20年度提案事業のテーマは、1、健康づくりの促進。「乳幼児の食事相談」。核家族が進み、子育ての知恵が伝承されなくなった現在、育児支援及び家庭における食育の促進を目的に、食事相談及び離乳食実習指導をサポートセンターにおいて実施しているそうです。2番、地産地消の促進。「生ごみリサイクル元気野菜づくりによる人や町の元気づくり活動」。地産地消による健康づくりと消費者啓発を目的として、生ごみをリサイクルした野菜づくりの学習会を毎月実施、講演会、広報紙の発行、研修会、現地見学会を実施し、消費者と生産者の交流も図っています。3、「中心市街地の活性化」。久留米落語長屋「元気↑くるめ寄席」おちフェス☆2008」。中心市街地ににぎわいの場をつくるとともに、笑いを通じて街と市民を元気にすることを目的に市内の中心市街地の会場を設け、会員が出演する素人寄席と、著名な落語家などを招いた寄席を開催しております。3つのテーマは大変好評であり、高鍋町内でも取り組んでいけるよう要望いたします。

次に、久留米市では、将来の産業基盤となる新分野の産業創出に向けて、平成13年度より久留米・リサーチパークを事務局として、久留米を中心にバイオ関連事業に25社参加し、研究機関の一大集積「バイオクラスター」を形成する福岡バイオバレープロジェクトを促進しているとのことでした。

次の日は、熊本県氷川町に伺いました。氷川町は、宮原町5,000人、竜北町9,000人、合計1万4,000で合併したそうです。もと、宮原町役場前のまちづくり情報銀行の2階会議室で説明を受けました。

小さな町の大いなる挑戦、中心市街地整備を目指し、国道3号線宮原交差点改良事業で、

国直轄県事業の補助金を有効に活用しているようでした。

氷川町は、九州で3番目にまちづくり条例を制定し、全国地域づくり推進協議会会長賞を受賞したそうです。また、氷川町は視察研修が多く、2008年より35団体あり宮崎県からは7団体、遠くは北海道より来ております。

まちづくりの条例の主なものとしたしまして、1、町民の責務として、町民はまちづくりにおける主役であることを認識し、総合的な視点に立って、みずから積極的にまちづくり活動に参加し発言と行動に責任を持つとともに、この条例の目的を達成するために町が行うまちづくりの施策に協力しなければならない。2、事業者及び土地の所有者等の責務として、事業者は開発建築行為に当たり、宮原地区のまちづくりの理念及び基本原則をよく理解し、良好な環境の保全及び形成に必要な措置を講ずるとともに、この条件の目的を達成するための、町が行うまちづくり施策を協力しなければならないという条例です。

ほかに町から500万円、一般から500万円、計1,000万円でまちづくり株式会社TMOを設立しております。中心市街地に住民が参加しているようです。氷川町は町を守り、町を磨き上げる条例を推進していると思いました。

以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 次に、文教福祉常任委員会の報告を求めます。委員長、岩崎信也議員。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 文教福祉常任委員会の行政調査について報告いたします。

日時は5月26日、27日の2日間、委員と事務局と健康福祉課の課長補佐で行いました。初日は、たすけあい佐賀の宅老所、ぬくもいホーム大野原で研修しました。住宅地の奥まったところに、民家を利用して一部を改装した施設でした。代表の西田さんと、所長の坂本さんから話を伺いました。

たすけあい佐賀の活動について、当初は家を借りることができなくて、会員の家の一室を借りてデイサービスを始めたのが佐賀の宅老所の始まりで、1998年には一軒家を借りて、24時間365日対応の宅老所を開設されたとのことでした。1999年にNPO法人となり、また、古川知事の支援もあり、経済的に安定して職員をきちんと雇用できるようになったとのことでした。運営形態がボランティアから事業運営に変化してきたということでした。

そしてこの後、西田代表は7箇所の宅老所を開設されました。現在は老人だけでなく、障害者も障害児もだれでも受け入れ、宿泊もできる施設になっています。私たちが伺ったときも、5人ほどの方が職員の指導で体操をされていましたし、宿泊のためのベッドもありました。いただいた名刺に「困ったときはお互いさま」と書いてありました。以前は学校の先生であったという代表の思いが強く伝わってきますし、また、所長が言われたことで「ここは病院と違い、家庭的な雰囲気の中で支援していることで、ここに来るとみんな元気になる」と言われます。そして、また、職員もここに来ると元気になるのですと言わ

れたのが印象的でした。

2つ目は、広川町の多機能型就労支援事業所、「のぞえ風と虹」に行きました。医療法人のぞえ総合心療病院の関連施設で、精神障害者の自立支援を目的に平成15年に設立されたものです。現在、就労継続支援B型に71名、就労移行支援に24名の方が登録されていて、常勤6人、パート10人のスタッフの指導のもとに、レストランフロア、厨房、パン工房、木工作業、農作物の育成などに従事されていました。

そして、利用料など引いた残りの報酬が、職種や勤務時間により異なりますが、月に5,000円から5万5,000円くらいになるということでした。ただ、精神的に不安定な人もいて、突然欠勤したりすることなどの苦労もあるとのことでした。朝礼も見せていただき、畑にも行きその作業を見せていただきましたが、指導する人受ける人の区別がつかない人もたくさんおられ、その指導が行き届いていることが印象に残りました。

2日にわたり行政調査を行い、民間によるこれからの福祉の1つの方向を見せていただきました。今回の調査をこれからの政策に生かさなくてはと思ったことでした。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、各常任委員会の行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成21年3月1日から平成21年5月31日までの、主立った政務について御報告を申し上げます。

まず、火災防御訓練についてでございますが、3月1日、日曜日、長法寺公園を火災現場と想定した訓練を実施いたしました。各部とも、機敏な動作で消火訓練に努め、地域住民の生命と財産を守るという崇高な使命にふさわしい訓練内容となりました。

次に、第18回石井十次賞贈呈式についてでございますが、4月13日、月曜日、高鍋町中央公民館で開催されました。今回は、昭和20年の設立以来、児童福祉に多大な御功績を残されております青森県の社会福祉法人藤聖母園が受賞されました。また当日は、姉妹都市から米沢市教育長にも御出席いただき、さらなる交流を深めることができました。

次に、災害危険箇所点検についてでございますが、5月13日、水曜日、町内45箇所の災害危険箇所の点検を、国土交通省、宮崎県高鍋警察署、東児湯消防組合、高鍋町消防団など、関係機関により実施をいたしました。本年度は、この中で緊急度の高い山下地区急傾斜地の崩壊対策事業を、昨年度に引き続き県の事業で実施していただいているところでございます。

次に、宮崎県総合防災訓練についてでございますが、5月24日、日曜日、小丸河畔河川敷広場において、宮崎県総合防災訓練が実施されました。防災関係機関のほか、水除、川田、脇の地域住民に参加いただき、関係機関とあわせて約1,800名の参加があったところでございます。

次に、持田地区高齢者福祉センターオープニングセレモニーについてでございますが、5月31日、日曜日、同センターのオープニングセレモニーを開催いたしました。同センターは、健康づくりセンターとあわせ、町民の皆様の健康の維持、増進の拠点と考えておりますので、高齢者及び町民のふれあいの場として積極的な御利用をお願いしたいと考えているところでございます。

なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月17日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から17日までの10日間に決定をいたしました。

日程第4. 請願第1号

○議長（後藤 隆夫） 日程第4、請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願につきましては、請願審査特別委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、請願審査を特別委員会委員長から別紙写しのとおり継続審査の申し出がありました。よって、閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。本件は、閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めることにいたしました。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

日程第9. 報告第5号

日程第10. 報告第6号

○議長（後藤 隆夫） 日程第5、報告第1号平成20年度高鍋町一般会計継続費繰越計算についてから日程第10、報告第6号平成20年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成21年度会計予算についてまで、以上6報告を一括議題といたします。町長の報告を求

めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 報告第1号平成20年度高鍋町一般会計継続費繰越計算についてから報告第6号平成20年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成21年度会計予算についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号平成20年度高鍋町一般会計継続費繰越計算についてでございますが、防災備蓄倉庫等整備事業につきまして、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

防災備蓄倉庫等整備事業につきましては、20年度からの2カ年事業で、12月議会において継続費年割額の補正の議決をいただいたところでございますが、事業費の確定に伴い20年度分の年割額が確定したため、執行残額を21年度に通次繰り越しするものでございます。

次に、報告第2号平成20年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、定額給付金事業ほか6件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。交通安全施設整備事業及び持田団地建替事業につきましては、12月議会において定額給付金事業のほか4件の事業につきましては、3月議会においてそれぞれ繰越明許費の設定を議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

次に、報告第3号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、システム改修委託事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。システム改修委託事業につきましては、3月議会において繰越明許費の設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定しましたので報告するものでございます。

次に、報告第4号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算についてでございますが、高鍋3号汚水枝線64号線付帯工事につきまして、事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。※高鍋3号汚水幹線64号線付帯工事につきましては、本体工事の舗装復旧に係る舗装工事として発注した付帯工事でございます。繰越の理由といたしましては、本体工事の最終段階において、予想を上回る大量のわき水により掘削面の崩壊が伴う開削工法が困難と判断したため、急遽その区間約6メートルを推進工法で施工することとしたところでございます。そのため、変更に伴う資材の調達等に不測の日数を要し、本体工事の施工が年度末まで要し、付帯工事に着手できず、年度内の完成が不可能となり、やむを得ず事故繰越しをしたものでございます。

次に、報告第5号平成20年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成21年度会

※後段に訂正あり

計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これらについて御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第6号平成20年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成21年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これらについて御報告申し上げるものでございます。

以上、御報告を申し上げます。（発言する者あり）ああ、これ。訂正をお願いいたします。「高鍋3号汚水枝線」を「幹線」としたようでございますので、「3号汚水枝線」に訂正をお願いいたします。

日程第11. 同意第4号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第11、同意第4号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

ここで、川野文明副町長の退席を求めます。

〔副町長 川野 文明君退席〕

○議長（後藤 隆夫） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第4号固定資産評価員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

川野文明氏を、高鍋町固定資産評価員に選任したいので、※地方自治法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。このことにつきまして、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。あっ、ごめん、ごめん。「地方税法」ですね、地方自治法と言ったので「税法」に訂正をお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 略歴を御紹介いたします。

氏名川野文明、生年月日昭和27年4月10日、現住所高鍋町大字南高鍋10132番地1、最終学歴昭和46年3月宮崎県立高鍋高等学校を卒業、職歴等昭和46年4月高鍋町採用、平成10年4月福祉課長、平成12年4月福祉保健課長、平成15年4月総務課長、平成18年4月議会事務局長、平成20年4月総務課長、平成21年3月高鍋町を退職、平成21年4月高鍋町副町長でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、同意第4号を、起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

※後段に訂正あり

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、同意第4号固定資産評価員の選任につきましては、同意することに決定をいたしました。

ここで、川野文明副町長の入場を許可します。

〔副町長 川野 文明君入場〕

日程第12. 議案第50号

日程第13. 議案第51号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第12、議案第50号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（H棟）工事請負契約についてと、日程第13、議案第51号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（I棟）工事請負契約についての2件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第50号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（H棟）工事請負契約について及び議案第51号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（I棟）工事請負契約について、一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事H棟及びI棟の工事請負契約を結ぶため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、2件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 高鍋町持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（H棟）の契約について、詳細説明を行います。

契約の目的、高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（H棟）。契約の場所、高鍋町大字持田字高河原。契約の工期、議決日より平成21年12月24日でございます。契約の方法、指名競争入札でございます。指名業者につきましては、株式会社岩切建設、株式会社山口鉄工建設、株式会社増田工務店、有限会社松浦工務店、株式会社桑原建設、柴坂建設株式会社の6社でございます。契約金額5,113万5,000円でございます。予定価額でございますが、消費税抜きで5,137万5,239円でございます。落札金額4,870万円でございます。落札率が94.79%でございます。仮契約締結日平成21年6月2日、契約の相手方、住所高鍋町大字北高鍋4750番地、名称、株式会社増田工務店、代表者、代表取締役増田秀文でございます。

続きまして、議案第51号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（I棟）の契約について、詳細説明を行います。

契約の目的、高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（I棟）。契約の場所、高鍋町大字持田字高河原。契約の工期、議決日より平成21年12月24日ござい

ます。契約の方法、指名競争入札、指名業者はH棟と同じでございます。契約の金額5,101万9,500円でございます。予定価額でございますが、税抜きでございます、5,136万5,715円。落札金額4,859万円。落札率94.6%でございます。仮契約締結日平成21年6月2日、契約の相手方、住所、高鍋町大字南高鍋8814番地1、名称、株式会社山口鉄工建設、代表者、代表取締役山口順一でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 今回の契約2件案件が出ておりますが、これに関して、住民の業者の中の方からこういう意見が出てまいりました。また、住民と業者の中からこういう意見が出てまいりました。高鍋町は、これ以上公営住宅を何で建設するのだろうか。公営住宅法の中にもあるではないかと。民間に任せていくということが生かされていないと。なぜ高鍋には不必要な町営住宅が建てられていくのかと。そのことについて、どういうふうに高鍋町は考えているのだろうかということの御意見が指摘をされました。私も当然この計画については、しっかりと、その相手方何人かにはしっかりと答えたつもりでございますけれども、その答えが、答えになっているかどうかということを確認する意味と、それから、この指名業者について、毎回私は質疑を行って来ておりますけれども、なぜ同ような方々を指名競争入札とされているのか、なぜ一般競争入札とされないのか、そういうところが非常にわかりにくい。確かに地元業者を育成するというのであれば、地元だけの指名競争であれば納得いくんですが、地元以外というところもございませう。児湯郡内ということで範囲を広げてということであれば、それもまた考える説明理由もあるかとは存じます。そして、この落札率について94%以上ということ、これについてはやはり談合の疑いがあるのではないかとということが取りざたされております。

また、宮崎県も、落札率が低いからといって、それは県のためにならない、業者のためにならないということも、ようやく判明をしてきたところですが、どれぐらいの落札率であれば本当に妥当なのかということは、私たち一般市民にとっては非常にわかりづらいところがございます。原材料の高騰なども確かにあるでしょうが、それも具体的にしっかりとした証明がなされていないところに、住民からのそのような意見が寄せられるのはやむを得ないことかと存じます。そのような住民の批判に答えていくためにも、この場でしっかりとその答弁をしていたたぎ、また住民にはしっかりとどこかでお知らせをしていくところが必要なのではないかと考えて質疑をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 指名の業者についてでございますが、前回の請負契約についてもお答えしております。まあ、同じ答えになるかもしれませんが、町内業者4社、それから町外業者、まあ郡内の2社を入れまして6社で指名をしております。今、お尋ねになったように、近隣、町内業者の育成といいますか、それと町内業者、今4社ですので、競

争性を高めるということで、近隣の郡内の業者2社で6社ということで、まあ前回同様の答えになりますが、そういうことで指名をいたしております。

以上です。

○13番(中村 末子君) 議長、答えになってない。(「町営住宅の必要性はどうか」と呼ぶ者あり) 違う、違う、それじゃない。今の答えが答えになっていない。目的がちゃんとはっきりしてないのに、何で町内と郡内の人だけを指名競争入札に入れたのかと、私そういう聞き方でしたよ。(「一般競争入札」と呼ぶ者あり) その理由が明確に答えられてない。

○議長(後藤 隆夫) 副町長。

○副町長(川野 文明君) その、町内業者ですね、が、さっきも言いましたけど、町内業者が4社、当然地元企業の育成ということもあります。で、しかし、まあ4社ですので、郡内の業者6社を、郡内の6社ということで、ある程度競争性を高める6社でやるべきだということで、6社を指名したということでございます。

○議長(後藤 隆夫) 総務課長。

○総務課長(間 省二君) 住宅の必要性ということでございますけど、これにつきましては、住宅マスタープランに基づきまして住宅建設の建てかえ等を計画いたしております。まあ、持田団地が従前の建物と今現在の建物等を見ていただくとわかると思うんですが、非常に環境的にも、前は入居にあそこ入る方々ちゅうのは50%か60%ぐらいしかおりませんでした。現在は、非常にまあ、交通の便は若干不便なんですけど、まあ100%の入居率で今推移してるところでございます。まあ、議員がおっしゃられるように、今後は財政力等もありますので、民間等を活用した住宅運営等も考えていかなければならないと考えております。

それから、落札率につきましては、指名業者等呼びまして、まあ一応できるだけコスト削減等に努めていただきたいということで、入札率の改善等もお願いしているところなんですけど、まあ談合等はなく適正な価格で入札されたと私は判断しております。(発言する者あり)

○議長(後藤 隆夫) 公営住宅法。中村議員、もう1回質問して。

○13番(中村 末子君) 2回目になると。いやだなあ。

○議長(後藤 隆夫) 13番、中村末子議員。

○13番(中村 末子君) 3回しか質疑できないもんですから、非常に、ちゃんと聞いていただきたいと思うんです。公営住宅法の絡みから考えて、公営住宅のあり方についてはどう考えを持たれているのか、その計画の概要ですね。例えば、高鍋町の、今民間住宅が非常に空き家が出てきております。これの絡みとも調査をされた上での建設を示されているのか。当初ですね、やはりそういった建設の内容をしっかりとこちらで計画をしたにしても、途中で民間の経営を圧迫するような状況というのが出てくれば、おのずと公営住宅法の中から言えば、町営住宅のほうの建設見直しを含めた形での町づくりをしっかりと検

討していかなければならないということがうたってあると思うんです。そして、その中において、どうやった方向性を持っていくのかということ、ここに暮らしていらっしゃる住民の方々の所得をあわせた上で、そのところの把握がしっかりなされているのかどうかということを知りたいです。そのことをしっかりと答えていただかないと、公営住宅法の中でこういうふうな項目があって、こういう計画を立ててきてるんだと、町単独でしてるわけではないということを知りたいと思います。

で、それから、先ほど副町長がお答えいただいたんですけども、私が聞いたのは、この建設工事をするのに、確かに経営審査でランクが分かれていると思うんです。でも、町内業者を育成するというのであれば、例えば、例えばですよ、例えば分割発注という形もできなくはないと思うんです。どうせみなさんその部分について、専門的な部分については、専門的な部分については発注をされるわけです、下請けの方にですね。だから、業者を育成するという形が、例えば町内業社であっても、町外業者に下請けに出されるかもしれないじゃないですか。それは、元請で取られた方の、はっきり言って勝手ですよ。それはそれにゆだねられていくと思うんです。だから、私が申し上げているのは、この建設費そのものにしっかりとした利潤はパーセンテージで入ってると思うんです。それは何%かもお答えいただきたいと思うんです。その上に、あくまでも下請けに出した金額の中で利潤追求をするということになると、二重の利潤追求がなされているということにもなりかねないと思うんです。だから、しっかりとその辺は設計図の中に盛り込まれている、その設計の範囲でいけば、もちろんしっかりといいんですけども、その中で価格のたたき合いがあって、町内業者が非常に悲鳴を上げているという実態も知ってる部分もあるんです。そのことを考えたときに、町内の業者と言われたときには、これはほとんどの施工業者の中のうち、中に入った人たちすべてに、私は町内業者というふうに思うんです。そういう、それをどういうふうにとらえていらっしゃるのかということが、しっかりと答えて出てきてない部分がある。だから、その部分をしっかりと答えていただきたい。今まで私もずっと質疑をしてきておりますので、大体質疑をしてきている内容というのはわかると思うんですけども、まずやっぱり公営住宅法についての、しっかりとした方針を持っていらっしゃるかどうかということと、下請業者も含んだ形での業者育成という形なのかどうか。そして、これがこのランク社の方でないといふと工事をできないのか。法律上にそれが定められてあるのか、そういうところも含めて、しっかりと答えていただきたいと思うんです。そうしないと、やっぱり一般住民の方でいえば、1人でやっていらっしゃる大工さんも御存じですよ、いろんな方も御存じだろと思うんですよ。個人でやっていらっしゃる、まあ、有限会社であろうが、何であろうが、やってらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思うんです。で、そういう方には任せることはできないのかということも含めた上で、住民の方おっしゃるわけです。その方たちに、しっかりとやっぱりこちらが伝えていくためには、こういった大きな工事をするときにはランク別に分かれています。例えばAランク以上じゃないと工事ができないんですよ。Aランクとは例

えばどういった業者なんですよということも含めて、しっかりとこちらが説明してあげないといけないわけです。その説明もしても、なお、やっぱ住民の方からは不満が出てくる。やっぱ落札率がどうしても高いと、それだけ税金を使う確率が高いわけですから、だからそれについては、いろいろ不満が出る。

例えば、この持田団地について、なぜこのような意見が出てきたのかと、一番大きな理由は、学校教育施設なんかがあれば古いものがあるって施設整備ができないのに、何でもんな不必要な住宅をどんどんどんどん建てていくんだらうかという疑問が、大分出されたんです。それで、私が一般質問、こういう質問をしますよって言った部分の中で、そういうやっぱり質問が住民からたくさん寄せられたんです。それで、私、こういった質疑もやっぱりしていく必要があるのかなというふうに思いましたので、質疑をさせていただきました。今度はわかったでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 公営住宅法の絡みから民間住宅等々調べて、住宅の建てかえ等の計画をされているのかという御質疑でございますが、この持田団地の建設に当たっては、あそこが県営住宅と町営住宅が混合しておりました。それで、県営住宅の、県のほうが建てかえるということで、県だけ建てかえても環境的によくないということで、町営住宅も建てかえと一緒にやっていただけないかということで申し出がありました。それにつきまして、住宅マスタープランに基づいて建てかえ計画がありましたので、一応、県営住宅だけつくっても環境的面とか、そういったやつで改善がされないだろうということで、一応町営住宅も行ったものでございます。その公営住宅法で、施設の戸数の改善とかいう、民間等調べてとおっしゃいますけど、正直言いましてそれはちょっとやっております。それにつきましては、どうしても、低所得者を守るための住宅ですので、民間レベルとすると、相当なやっぱ差がありますので、現在のところ今それはやっております。以上です。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 前回のときにもお話してると思うんですが、今の住宅マスタープランについて21年度までで計画が終了するというので、前回は、その時点で同じような質問もあったと思うんですが、計画の、計画といいますか、その後、その時点で計画を見直していくというようなことで考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、その業者の件ですが、あくまでもこの工事は建築主体工事でありまして、電気工事、管工事、外溝工事それぞれ発注、まあ、おっしゃったような意味もありまして、それぞれの業者に機会、機会というかその与えるということで、それぞれ発注しておりますので、これはあくまでも建築主体工事だけの入札でございますので、そういうことで御理解をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番(中村 末子君) 公営住宅法の中には、公営住宅法が新たに改正された一番大きな理由のところは、代表監査にもいらっしゃるところで、ちょうど財政課長のときに新たにつくられて、あのときはちょうどしっかりと公営住宅の調査もされた記憶があるんですよ。で、そのときに変わったのは、収入に基づいて徴収すると、住宅費を徴収するという形も、新たにそれは加味されたんですね。そういうことから考えると、一律の公営住宅費の費用ではなくなると。それで、家賃収入が高鍋町でつくっていくと、大体2,000万円から二千五、六百万円の、いままで減額になっていくということ、あの当時答弁いただいた記憶があるんですね。そういうことを考えたときに、これ以上公営住宅をつくって、確かに低取得者向けの住宅、じゃあどれぐらい一体足りないのか、戸数を、そして先ほどの私答弁の中で、こういう言葉は使っていただきたくない。県のほうが新たな住宅を取得する、住宅を建てかえるから、それに伴った高鍋町の住宅も建てていただきたいという、そういう話し合いも行った上で「一応」環境的に考えてとか、そういう「一応」と一応って言葉、使わないでください。高鍋町の住民っていうのは、全体を表して住民なんですよね。町営住宅に入る人だけが住民ではないんです。町民、住宅に入る人以外にも、しっかりと税金を納めてらっしゃる方も、個人住宅を持ってらっしゃる方もたくさんいらっしゃるわけですね。その税金をどのように使っていくのかということ、住民の意見をやっぱりしっかりと反映していく上で、これが妥当かどうかとよく判断するのが私は執行部だと思うんです。だから、それは法律に基づいて、公営住宅法が改正された一番大きな理由は、民間に影響するというそういった発想のもとにできたわけですよ。民間の住宅経営者が困るから、こういうふうに変えてほしいという民間のそういう要望があって、あれは改正された部分があるんですね。そのことから考えたときに、私、非常に、それ、これは都会的発想なんです。ところが、私たちのような、この宮崎県の高鍋町という自治体では、逆に公営住宅法ができて、費用が、家賃収入が2,000万円から2,500万円落ちていくという実態が出てきてるわけですよ。そしたら、公営住宅法なんていうのも、逆に言えば役に立たずに、ほんとに自治体にとって非常に迷惑な話、そういうことが言えてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、確かに県のほうが建てかえをしていただきました。だけど、環境づくりというのは、何も公営住宅を建てなくても、環境づくりっていうのはしっかりできてくると思うんですね。だからこそ、あそこに県営住宅が建てかえられ、町営住宅もある程度建てかえられ、若者の人にやはり定住していただく、一番大きなことは何なのかと共産党でも考えて、やはり高鍋大橋に歩道橋をつけていただくことが一番の大きな課題だと。それには、当然学校区が変更にならなければならないという、県からの条件もついたわけでございませぬけれども、あの建てかえをするときの、やはり県との話し合い、それをじっくりと私も煮詰めてきましたのでわかってるんです。だから、そのために必要な歩道橋設置について、これは国に直接お願いをしてきて実現してきてる、こういった経緯があるんです。そういうことから考えたときに、あそこに住宅をどれだけ建てていくのか、どうしていくのかと

いうことは、そのときに計画が確かに立てられたと思うんです。それからでも時間が経過するごとに、高鍋町内の区画整理事業も終了し、その中で新たに住宅を建てかえられる、住宅を建てられる、いわゆるいろんな企業からのメッセンジャーによる企業のお願いにより、個人で土地を持っていらっしゃる方の活用法として住宅を、新たなアパートを建設されると。ところが、南九州大学が移転する、いろんなことで、また、キャノンが派遣を少なくしていく、そういった状況の中で高鍋町で派遣会社が借りていらっしゃるアパートが、また少なくなって、入居者が少なくなってきている。そういう状況すべて把握した上で、やっぱり方向性を、これからの建設についてやっぱりやめていくという英断も必要な場合もあったんじゃないかと、この計画の中でね。私はやめる勇気っていうのも必要なときもあると思うんです。でも、それを計画してるから次の年までやっていくよということをしていくのであれば、やはり公共事業そのものがおかしくなってくるという状況になってくるのではないと思うんです。そのことを考えて、この計画についてはしっかりと公営住宅法と絡み合っつけてつくられてきたのかどうかということを知りたかったのが、まず1つです。

で、先ほど副町長が答弁されましたけれども、本体の工事だけなんですよね。わかるんです。でも本体の工事でも、本体工事でもいろいろありますがね、ちっちゃい業者ちゅうのはたくさんあるでしょ、そこに入られる、本体工事の中に入って来る事業がいっぱいあるわけでしょ、細かい工事で言えば。で、それが例えば、町内業者が落札をされたからといって、すべて町内からそれが調達されるんでしょうかということを知っているわけです。本体工事の中に入ってるものが、すべて町内業者から調達されるんでしょうかということを知りたいわけです。そのことについてしっかりと答えていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ここでしばらく休憩をいたします。15分から再開をいたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。副町長。

○副町長（川野 文明君） 町内業者等の育成につきましては、先ほど申しました、機会あるごとに町内業者を使っていただくようお願いをしております。あくまでもお願いということしか、こういう場合できませんので、機会あるごとにそれをお願いしているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 民間と比べて事業の途中の見直し等をということでございますけど、当初の計画です。町営住宅は124戸あったんですが、今度の計画で100戸ということで、まあ減の24戸になっております。

それから、県営住宅も92戸を124戸に一応予定しておりますけど、現在84戸しか建てておりません。まあ、県につきましては、町営住宅の入居等を勘案しながら進めてい

くんではないかと思えます。

それから、これは17年から21年の5カ年計画のまちづくり交付金事業で行っておりますので、なかなか途中で取りやめるっていうのは難しいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第50号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（H棟）工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第51号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（I棟）工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第52号

日程第15. 議案第53号

日程第16. 議案第54号

日程第17. 議案第55号

日程第18. 議案第56号

日程第19. 議案第57号

日程第20. 議案第58号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第14、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてから日程第20、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてから、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の主なものといたしましては、住宅ローン特別控除の創設と、土地の譲渡所得に係る特別控除の創設でございます。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険税と税率等の改正、賦課限度額の改正及び2割軽減対象世帯の一律軽減への改正が主なものでございます。税率等の改正につきましては、高鍋町国民健康保険事業の健全な運営や、保険税の急激な上昇の抑制のために、貸付金の借り入れや繰越金の充当、そして一般会計からの繰り入れなど、少しでも緩和する措置を講じましたが、医療費の伸びや基金の枯渇等を総合的に判断しました結果、やむを得ず国民健康保険税率等の引き上げを行うものでございます。あわせて低所得者層への軽減額を改正するものでございます。

賦課限度額の改正につきましては、介護納付金課税限度額を現行9万円から1万円引き上げて、10万円とするものでございます。一律軽減への改正につきましては、これまで2割軽減対象となる世帯であっても、7割、5割軽減対象世帯と違い、減額が適当でないと思われる場合は軽減対象としないことができるとされておりました。今回の条項の削除を7割軽減、5割軽減と同様に、2割軽減についても所得に応じ一律に軽減対象とするものの改正でございます。

次に、議案第54号高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでございますが、本案は地方自治法施行令第167条の17に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでございます。現在、単年度で契約しておりますリース契約等を、契約事務効率の改善を図るため複数年度にわたる契約で締結可能とするために、条例を制定するものでございます。

次に、議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ6,196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億3,196万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計繰出金、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業、宮崎県環境整備公社貸付金、一般廃棄物最終処分場に係る稚魚等放流委託、町単独道路改良費、持田団地建替事業、スクールアシスタント派遣事業、小中学校机・いす購入費、全国スポーツレクリエーション祭関係費及び人事異動に伴う人件費の調整等でございます。財源といたしましては、国県支出金、諸収入及び町債等でございます。あわせて、道路改良事業の追加、変更及び持田団地建替事業に伴う地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第56号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ574万1,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ27億2,234万5,000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳出では人事異動に伴う人件費の減額及び補助事業実績に伴う補助金償還金の増額でございます。歳入では、療養給付費交付金、一般会計繰入金及び繰越金を増額し、国民健康保険税額を減額調整するものでございます。

次に、議案第57号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,492万7,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では支払基金への返還金の総額でございます。歳入では、一般会計繰入金の増額でございます。

次に、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ289万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,523万2,000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳出では平成21年4月以降収納分の平成20年度後期高齢者医療保険料及び還付財源として保留しておりました保険料、平成21年度予算で支払うための後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。歳入では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金増額の財源として充当する繰越金の増額でございます。

以上、7件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第21. 請願第2号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第21、請願第2号町道楠木三線の道路改良に関する請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。時任伸一議員。

○16番（時任 伸一君） お手元の資料を見ておってください。

それでは読み上げます。請願第2号高鍋町議会議長後藤隆夫殿。請願、町道楠木三線の道路改良に関する請願。請願者代表、川田自治公民館長橋口孝一、住所、高鍋町大字上江2146番地、紹介議員、時任並びに八代輝幸議員です。平成21年5月8日に受け付けております。

それでは、請願の趣旨を読みます。「公民館使用時における地区住民の安全な地域活動を確保するため、道路の拡幅整備をお願いしたい。理由、川田地区111世帯（303人）は、公民館活動も年々活発となってきております。その活動拠点となります公民館への出入りは、県道木城線からとなっており、その木城線も最近交通量がふえ、特に出入り口付近は左右の見通しが悪く、事故の発生しやすい危険な箇所となっています。地域が広範囲のため車での乗り入れも多く、事故防止の面からも楠木三線を利用したいとの要望が多数寄せられています。また、今年度から取り組む「自主防災活動」で今後さらに公民館の利用度が高まっていくものと思われま。安全で安心な地域づくり、まちづくりを目指すためにも楠木三線の拡幅工事の要望はさけて通れないものと考えます。また、さらなる活発

な公民館活動と交通事故の未然防止を願うものです。社会情勢が厳しい今日ではありますが、特段の御配慮をいただきますようお願いする次第です。」附属で、後ろのほうに地図と道路の位置図が出ております。なお、署名者7名の署名も同時につけてあります。

以上で終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

この後35分から議員協議会を開催をしたいと思います。議員の各位はお集まりを願います。

午前11時30分散会
